

審 議 経 過

開 会	(第98回 建築審査会の開催を宣言) (まちづくり指導室長あいさつ)
事務局	(本日の審査会は4名の委員の出席があり、会議は成立することを報告) (新年度に当たり、委員の紹介及び事務局の紹介) 会長、審議のほどよろしくお願いたします。
議 長	本日の審査会は、議案が1件、報告案件が7件あります。 それでは、議案第1号について説明をお願いします。
事務局	(議案第1号の説明)
議 長	議案第1号の説明について、ご意見はありますか。
委 員	後退プレートはどこに設置するのでしょうか。
事務局	本案件においては、敷地の後退は発生しないのですが、敷地と道・空地の境界の角に2ヵ所設置します。
議 長	道・空地の幅員の最小値について、資料では2.3mとなっています。2.3mは申請地が道・空地と接している間口の長さであり、配置図から見ると道・空地の最小値は3.4mとなるのではないのでしょうか。
事務局	資料の写真をご覧ください。現況は舗装され道の形状を成していますが、植木鉢等の私物が置かれているのが分かります。字限図等でも確認したところ隣地の敷地(私有地)となっていることから、当該部分は道の扱いをしないという判断をしています。そのため、最小幅員は2.3mとなります。
委 員	道・空地の幅員と敷地の接する長さは同じになるのですか。
事務局	結果として、同じになります。
議 長	本案件の用途は戸建て住宅とのことですが、駐車スペースは設けないのでしょうか。
事務局	詳細な外構計画は分かりませんが、配置計画から考えると敷地内に駐車

スペースを設けることは可能です。また、申請地に至るまでの道・空地は3.4 m以上の幅員があり、車の通行も可能です。

委員

本案件は、道・空地の延長距離が長く、なおかつ袋路状通路となっています。避難上について構造制限を条件として付していないのは、特に支障がないと判断をしているからでしょうか。

事務局

構造制限は設けています。資料の許可条件欄にありますとおり、「準防火地域内にあるものとして計画すること」というのが該当いたします。申請地は袋路状通路となっているため、避難上の観点から構造制限を付しています。本案件は2階建て木造住宅ですので、外壁及び軒裏のみ構造制限がかかることとなります。

議長

構造制限を付すことで安全上、防火上支障がないと判断しているということですね。

他に意見がないようですので、議案第1号について審査会として同意してよろしいでしょうか。

委員

異議なし

議長

議案第1号について、同意することといたします。

それでは、続いて報告案件について事務局説明をお願いします。

事務局

(平成25年度報告第12号から第17号、平成26年度報告第1号の説明)

議長

報告案件の説明について、ご質問はありますか。

委員

(委員より特に質問なし)

議長

特に無いようですので、報告案件について、審査会として了承いたします。よろしいでしょうか。

委員

了承

議長

それでは、1.議題については終了とします。次に、2.その他について、事務局から報告等があればお願いします。

事務局

次回の審査会の日程について、7月は付議案件がありませんので、不開催といたします。後日、改めて正式文書を送らせていただきます。また、今後の審査会の日程については再度調整を行います。

議 長

以上で本日の審査会を閉会します。

閉会 午後 5時30分